

令和8年度有料講習受講料助成事業実施要領

1 目的

群馬県シルバー人材センター連合会に加入している市町村シルバー人材センター（以下、「センター」という。）会員の安全就業を推進するため、当該会員が下記2の対象有料講習を受講した場合に、その受講料の一部を助成する。

2 対象有料講習

- (1) 刈払機（草刈機）講習
- (2) チェーンソー講習（労働安全衛生規則の一部が改正（令和元年2月14日公布）されたことによる追加講習を含む。）

3 対象者

センターの会員で、令和8年4月1日から令和9年3月末日の間に上記の有料講習を受講し修了した会員。

4 助成金額

会員本人が負担した受講料の半額。ただし、1万円を上限とする。

5 申請手続き

- (1) 助成を希望する会員は、以下の書類を在籍するセンターに提出する。
 - ア 有料講習受講料助成金申請書（別添様式）
 - イ 受講者本人が受講料を支払ったことを証明する書類（受講者名義の領収書又は振込証）のコピー
 - ウ 受講修了証等（受講を修了したことを証明するもの）のコピー
- (2) センターは、上記（1）ア～ウの書類をPDF化（可能であればカラー）し、群馬県シルバー人材センター連合会本部（以下、「連合本部」という。）に新連合システムで提出する。
- (3) センターから連合本部への提出期限
令和9年3月末日
※ 予算の上限に達した場合は、提出期限前に締め切ることがある。
- (4) 上記5の（1）のイが用意できない場合には、当該会員が在籍するセンターは、予め連合本部と調整する。

6 助成金支払い方法

連合本部は、上記5の（2）で提出された書類に基づき、銀行振込（会員本人名義の金融機関の口座）により支払う。

7 その他

- (1) 申請は、会員一人につき当該年度1講習とする